

市民のための

協働の手引書

平成20年8月

宮古市

《はじめに》

―手引書の特徴―

市民向けの手引書

市民のみなさんにとって、「協働」は馴染みがなく、分からないことが多いと思います。市民のみなさんが地域の課題を解決していこうとするとき、「市と協力して地域の課題を解決したいなあ。」と考えることがあると思います。そんなときの心構えや協働の事業の考え方、提案事業の組み立て方など、参考となるようなポイントを示す手引書として、作成しました。

「協働」を理念から知りたい方は、入門編から、理念などは理解しているという方は、実践編をお読みください。

登場人物の紹介

みやこさん・・・市民活動団体に参加して、団体の仲間や市民のみなさんと協力してまちづくりをしたいと考えている市民です。最近、「市民との協働」という言葉をよく聞くようになり、「協働ってなんだろう。」と、協働に興味津々です。「協働ってなに、どんなことなの。」うみねこ博士に協働に関するいろいろなことを質問していきます。

うみねこ博士・・・協働のことはなんでも知っている博士です。みやこさんの質問になんでも答えます。

はまぎくさん・・・宮古市役所の職員です。市民協働の推進を担当しています。市民のみなさんとの協働に意欲満々です。「協働のことは、なんでも相談してください。」

目 次

入門編

Q 1	「協働」とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Q 2	どうして「協働」が地域課題の解決になるの？・・・・・・・・・・	1
Q 3	どうして、いま「協働」が必要なの？・・・・・・・・・・	2
Q 4	「協働」の相手（パートナー）はどんな人たちがいるのですか？・・	3
Q 5	「協働」のパートナーの組み合わせは？・・・・・・・・・・	3
Q 6	「協働」のパートナーとは？特性は？・・・・・・・・・・	4
Q 7	「協働」で行うと、どんないいことがあるの？・・・・・・・・・・	5

実践編

Q 1	「協働」を進めるうえでの基本的ルールは？・・・・・・・・・・	7
Q 2	なんでも「協働」で行うのがいいの？・・・・・・・・・・	7
Q 3	どんな事業が「協働」に適しているの？・・・・・・・・・・	8
Q 4	「協働」にふさわしくない事業は？・・・・・・・・・・	8
Q 5	「協働」を行う具体的な方法は？・・・・・・・・・・	9

提案事業制度とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
-----------------------------	----

「提案事業チェックシートで地域の課題の解決方法をみつけよう！」・・	12
-----------------------------------	----

Q 6	誰が提案できるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
Q 7	自由提案型事業の組み立て方は？・・・・・・・・・・	14
Q 8	テーマ設定型事業の組み立て方は？・・・・・・・・・・	14
Q 9	実施期間は・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Q 10	提出書類は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Q 11	事業に要する費用は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Q 12	提案事業募集の手順は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
Q 13	市と「協働」の提案事業を実施するための注意点は？・・・・・・・・	17
Q 14	書類選考・予備選考の審査項目は？・・・・・・・・・・	18
Q 15	事前協議とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
Q 16	提案の内容を変更できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
Q 17	「宮古市提案事業意見書」とは？・・・・・・・・・・	20
Q 18	「宮古市自治推進委員会」は、どのような委員会ですか？・・	20
Q 19	事業化協議とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
Q 20	どうしても合意できないときは？・・・・・・・・・・	21
Q 21	契約時の注意点は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
Q 22	事業を実施するときの注意点は？・・・・・・・・・・	21
Q 23	完了したときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

付録 「思い立ったが吉日 みやこさんの挑戦 1・2」・・・・・・・・・・	23
--------------------------------------	----

Q 24	提案書の書き方がわからないときは？・・・・・・・・・・	25
------	-----------------------------	----

1年後・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
-----------------------	----

付録 「協働の種袋」・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
------------------------------	----

資料編

宮古市協働推進条例逐条解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
宮古市提案事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59

入門編

～「協働を理解しよう」（協働の基礎知識）～

みやこさん： うみねこ博士、最近いろいろなまちで「協働」でまちづくりを進めると言っていますが、「協働」っていったいどういうことなんでしょうか？

Q1 「協働」とは？

A1 「協働」という言葉をよく聞くようになりましたね。全国の自治体で「市民との協働」が大切だと考えるようになりました。

宮古市でも、自治基本条例でまちづくりの原則を「参画と協働」としています。協働とは、分かりやすく言うと次のようなことです。

**** 手引きにおける協働の定義 ****

協働とは～違う立場の人や団体が、お互いの違いを認め合い、対等の立場で、地域課題を解決するために責任と役割を分かち合いながら、協力すること。



Q2 どうして「協働」が地域課題の解決になるの？

A2 市民のみなさんと事業の企画段階から、一緒に考え、事業を実施することで市民のみなさんの要望に沿った事業を行うことができ、市民のみなさんの考えを反映することで、より効率的で効果的な事業を実施することができます。

Q3 どうして、いま「協働」が必要なの？

A3 それは、次の4つの要因があるんだ。

① 個性豊かなまちづくりを進める。

今、それぞれの自治体は、個性豊かなまちづくりをしようと努力しています。まちづくりを進めるためには、地域で生活し、地域の問題が何であるかをよく知っている市民のみなさんと一緒になって、地域の課題解決に取り組まなければならないと考えています。

② 多様化・高度化する市民の要望に沿った事業が実施できる。

現在、市民のみなさんの要望は多岐にわたっています。市民一人ひとりの要望に対応するには、公平と平等を大切にする行政だけでは限界があります。市内の町内自治会や区は、地域の実情をよく知り、住民同士が支え合っています。

また、多くの市民活動団体は、斬新なアイディアのある活動を行っています。町内自治会や市民活動団体と協働することにより、市民のみなさんの要望に沿った事業を行うことができます。

③ 市民主役のまちづくりができる。

まちづくりの主役は市民のみなさんです。自ら地域の課題を解決しようという意欲をもった、市民の自主的・自発的な活動は、市民主役のまちづくりへとつながっていきます。

④ 効率的・効果的な行財政運営ができる。

厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な行財政運営が求められています。

協働は、「地域課題を解決するための取り組みのひとつ」です。協働のパートナーの地域自治組織や市民活動団体は、利益を求める活動をしていないことから、同じコストでも質の高い事業を行うことができる可能性があります。

また、行政側にとっても協働を進めることにより、事務が効率化につながっていくことも考えられます。

～一口メモ～経費削減が目的ではない～

「協働」は、市の行うべき役割と責任の軽減や経費削減のために市民等に押しつけることではありません。

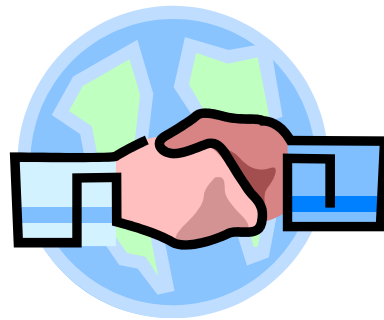
協働をすすめることにより、同じコストでも質の高い事業を行うことができたり、行政側にとっても、事務が効率化できたりすることが、結果的に経費の削減につながっていくことも考えられます。

しかし、それは結果として生じるものであり、協働の二次的な効果と考えるべきものです。

Q4 「協働」の相手（パートナー）はどんな人たちがいるのですか？

A4 「協働」の相手は、個人としての市民、町内会・自治会・区といった地域自治組織、市民活動団体、事業者、市議会、市です。

お互いが協働の相手（パートナー）として、協力しあうことができます。この手引きでは、それぞれを協働の「主体」、協働の相手を「パートナー」と呼ぶことにします。



Q5 「協働」のパートナーの組み合わせは？

A5 「地域自治組織と市」、「市民活動団体と市」や「地域自治組織と市民活動団体」といった市民相互の協働もできます。

また、「地域自治組織と市民活動団体と市」といった3つの主体や4つの主体の協働もできます。

今後は、市民相互の協働が活発化することにより、市民主体のまちづくりが推進されるでしょう。

～協働の組み合わせは多様～

市民と市の協働の例：「地域自治組織」と「市」

「市民活動団体」と「市」

「事業者」と「市」

「事業者」と「地域自治組織」と「市」など

市民相互の協働の例：「地域自治組織」と「市民活動団体」

「市民活動団体」と「事業者」

「地域自治組織」と「事業者」

「市民活動団体」と「市民」

「地域自治組織」と「市民活動団体」と「事業者」など

Q6 協働のパートナーとは？特性は？

A6 それぞれの協働のパートナーを詳しく説明しよう。

個人としての市民・・・市内に居住する者、働く者及び学ぶ者をいいます。

地域自治組織（町内会・自治会・区など）・・・一定の区域に居住している住民で構成され、社会福祉、環境美化、防犯・防災、交通安全など広範囲な活動を行っています。特性として、地域性、公共性、相互扶助などが上げられます。
また、住民と市との橋渡しの役割を果たし、地域内での人的ネットワークを持っています。

市民活動団体・・・営利を求めることはせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体です。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特性があります。市民活動団体には「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得したNPO法人と呼ばれる団体があります。

事業者・・・営利を求める事業が中心であることから、基本的にニーズがあっても採算が見込めないサービスの提供を行うことは困難です。しかし、「企業の社会的責任」という考え方が広がったため、地域と連携した社会貢献活動、公益活動を行っている事業者も徐々に増えています。

市議会・・・市民の代表として、市民の意思が市の事業に反映されているかどうかを監視したり、けん制する役割があります。

市・・・すべての市民に公平で公正を原則としたサービスの提供を行っており、平等性、継続性、安定性といった特性を持っています。

～一口メモ～「NPOとNPO法人の違いは？」

NPO (Non-profit Organization) は、「非営利団体」「非営利組織」のことで、市民活動団体のことを言います。NPOは、利益を上げて、会員（構成員）で分配せず、団体の活動に使います。NPO法人は、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体です。NPOは、市民が自主的、自発的に参加し、公共的課題に取り組んでいます。

Q7 「協働」で行うと、どんないいことがあるの？（期待される効果）

A7 協働の各主体に次のような効果が期待されます。

① 市民にとって

・サービスの向上

きめ細やかなサービスが受けられるようになること。

・市民主役のまちづくりの推進

地域自治組織や市民活動団体が公共の担い手として成長することにより、広く市民の自治意識が高まり、市民主役のまちづくりが図られること。

② 地域自治組織（町内会・自治会・区など）

・活動の充実

地域での公共的な活動を主体的に担うことで、地域を自ら治める住民自治の実現が図られること。

・活動の広がり

地域を代表する重要な組織として、地域住民の参加・加入促進につながり、活動の幅が広がること。

③ 市民活動団体

・活動の充実

市民活動団体が掲げる社会的な使命を実現できるようになること。

・活動の広がり

市民活動団体の活動に対する地域住民の理解が深まり、参加・加入促進につながるとともに、活動の場や幅が広がること。

・活動基盤の強化

市民活動団体の事業企画力、実践力、事務処理能力が向上し、活動基盤が強化されること。

④ 事業者

・社会貢献

公益的事業の充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにつながる。

⑤ 市議会

・政策提言への反映

市民等の活動を理解することで、政策提言や政策立案の活動に役立たせること。

⑥ 市

・市民ニーズへの対応

市民ニーズを把握し、的確な施策を企画、立案できること。

・政策の選択肢の広がり

行政の限界を補完することができ、施策の選択肢が広がること。

・意識改革の契機

市民のみなさんとの協働は、市の組織の横の連携強化につながり、職員の意識改革の契機となること。



実践編

～基本的なルールを理解しよう～

みやこさんは、もっと協働のことが知りたくなりました。

Q 1

「協働」を進めるうえでの基本的なルールは？



A 1 協働のルールとして次の5つの基本原則があります。

① 対等の立場で話そう！（対等）

それぞれの役割と責任を明らかにし、対等な立場でまちづくりを進めること。

② お互いに理解しよう！（相互理解）

それぞれの特性や立場を理解し、尊重したうえで活動すること。

③ 同じ目的に向かって！（目的共有）

協働の趣旨を理解し、それぞれが目指す目的を共有しながら、共通の活動目標を決め、その達成に努力すること。

④ お互いの情報を共有しよう！（情報共有・公開）

それぞれが持つ情報や評価の情報を出し合い、信頼できる関係をつくること。

⑤ お互いの自主性を尊重しよう！（自主性の尊重）

それぞれの自主性と自律性を尊重し、共に支えあう関係を築くこと。

みやこさん： 「協働」って、相手がいることだから、相手の意見をよく聞かなければいけないのですね。

うみねこ博士： そうだよ。大切なのは、コミュニケーション。お互いに相手をよく理解するということだね。

Q 2

なんでも「協働」で行うのがいいの？

A 2 協働で行った方が効果的な事業を行いましょう。

事業を行うには、協働で行う方がよい事業と市民活動団体などや行政だけで行った方がよい事業とあります。必ずしも、すべての事業を協働で行うことが良いとは限りません。

Q3

どんな事業が
「協働」に適し
ているの？

A3 協働にふさわしい事業の分野は、次のとおりと考えられます。

＜事業分野の例示＞

- ① きめ細かい対応が必要となる分野
子育て支援、高齢者介護支援、障害者支援など
- ② 地域社会との密接な連携・協力が必要となる分野
防犯、防災、青少年健全育成、ごみ減量化と資源再利用対策など
- ③ 高い専門性を要するサービスが必要となる分野
芸術文化、スポーツ等の生涯学習、健康づくりなど
- ④ 多くの市民の参加が必要となる分野
大規模なスポーツや観光イベントなど
- ⑤ 市が着手したことのない先駆的な分野
新たな地域課題等に対しノウハウを持ち、先行的に取り組んでいる事業など

Q4

「協働」にふ
さわしくない
事業は？

A4 次のような事業が協働にはふさわしくない事業です。

- ① 営利を目的としたもの。
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けること。
- ③ 政治、宗教、選挙活動に関するもの。
- ④ 施設等の建設や整備を目的とするもの。
- ⑤ 事業実施を伴わない調査のみの事業。
- ⑥ 地区住民の交流事業等の親睦的なイベント
- ⑦ 他の助成を受けている事業
- ⑧ 既に実施している提案事業制度に類する提案（公の施設の指定管理等）
- ⑨ 公序良俗に反するもの。

Q5
「協働」を行
う具体的な方
法は？

A5 協働には次の表のような様々な手法があります。

手 法	内 容	効 果
補助	協働のパートナーが行う地域の課題を解決する事業に対して、財政的支援を行うこと。	事業の実施主体であるパートナーの自主性、自律性が尊重されます。
委託	各主体が責任を持って行うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託すること。	パートナーが持つ特性が発揮されることで、創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスが期待できる。
共催	各主体が、共に主催者となって事業を行うこと。	お互いが対等の立場で、責任分担を明確にし、事業を実施できる。
後援	各主体が行う活動が地域のために行われていること認め、支援するため後援名義の使用許可を行う。	事業に対する関心や社会的信頼が増すことが期待される。
実行委員会など	事業を行うため各主体で「実行委員会」などを立ち上げて、事業を行う。	お互いが対等の立場で、責任分担を明確にし、事業を実施できる。
事業協力	各主体がそれぞれ持っている資源（機材や知恵）を互いに提供する。	それぞれが持っている資源を有効に活用できる。

みやこさん：博士、これまでも市民活動団体などは**事業費補助**や**事業の委託**を受けてきていますが、これも「**協働**」のひとつなのですね。

うみねこ博士：そうだよ。「**協働**」と意識していなくても、市民のみなさんと市は、**協力して事業を行ってきた**んだよ。

みやこさん：では、「**協働**」って、特別なことではないのですね。

うみねこ博士：たとえば、毎年春と秋に行われる大掃除も市民の方が総出で町内の草取りや道路清掃をし、掃除により出たごみは、市が回収しているが、これも「**協働**」のひとつだよ。補助金や委託のようにお金の支出がなくても、様々な事柄で、市民と市は「**協働**」してきたんだ。

でも、いままでの「**協働**」は、ちゃんとしたルールがなかった。そこで、市は、「**協働推進条例**」をつくったんだ。

みやこさん：平成20年7月1日に施行された条例ですね。条例の内容は協働を行うときの原則や協働の主体の市民や地域自治組織、市の役割などを定めてあると、広報で紹介されていました。

うみねこ博士：そう、その中に「**提案事業**」というものが盛り込まれたことを知っているかな？

みやこさん：「**市民の方から、事業の提案を募集できる。**」ということは知っているのですが、詳しくは分からないので、教えてください。

うみねこ博士：「**提案事業**」とは、市が地域の課題を市民のみなさんと一緒に解決していこうという仕組みで、事業を企画する段階から市民のみなさんと市と一緒に考えて、事業も協力して実施するんだよ。そのために、事業の企画案を募集する仕組みだ。

みやこさん：いままでにない仕組みですね。博士、もっと詳しく教えてください。

うみねこ博士：わかった、わかった。

提案事業制度とは？

始まりは、「地域の課題をみんなで解決したい。」という思いから・・・

みんなが困っている地域の課題を
市民と市が協働して解決する！

地域には防犯、環境、福祉など様々な分野にわたって不特定多数の市民のみなさんに関わる地域の課題があります。

提案事業制度は、このような地域の課題（みんなが抱える課題）を**市民のみなさんと市が知恵や人材などを持ち寄って、協働することにより、効果的に解決**していくためのひとつの仕組みです。

市民のみなさんの新しい発想と行動力に期待しています。

多様化する市民のみなさんの要望に対応するには、行政だけでは限界があります。地域の実情に精通した市民のみなさんからの、「地域をよくするために、市と一緒にこんなことがしたいなあ。」という**新しい発想と市民のみなさんならではの行動力に期待**しています⇒ **自由提案型事業→Q7へ**

市が抱える地域の課題にも、みなさんの知恵と力を貸してください！

市にも、住みよいまちづくりを目指して、「こんな事業を市民のみなさんと協働したいなあ。」という事業があります。

市もこの制度を活用して、市民のみなさんと一緒に行いたいと思う事業のテーマや計画・事業概要をテーマ設定型事業として公表いたしますので、「その事業なら私たちの団体と目的が同じだし、アイディアもあるから、ぜひ市と一緒にやってみたい。」という**みなさんからの地域に根差した視点からのご提案をお待ちしています。**⇒ **テーマ設定型事業→Q8へ**

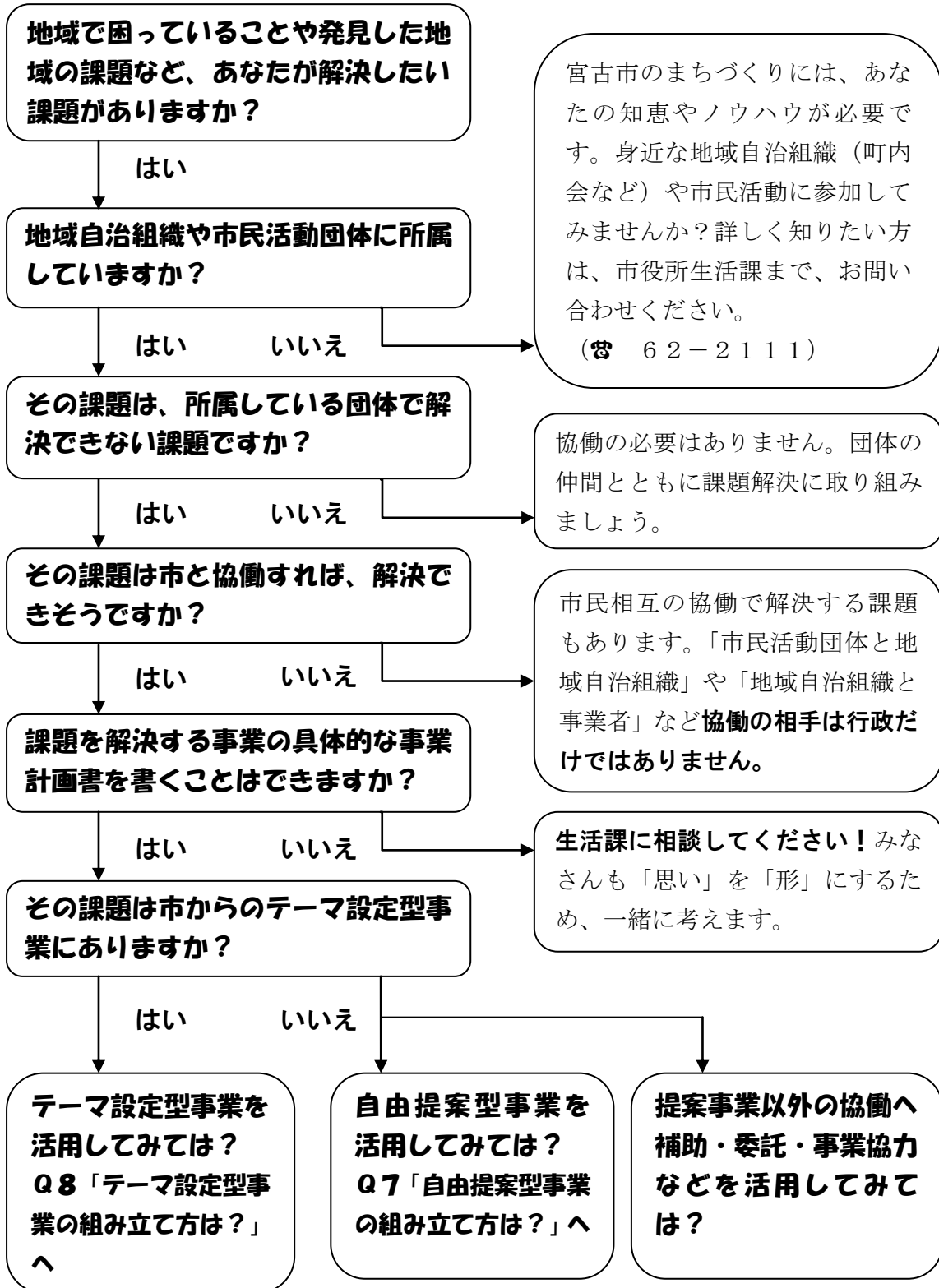
協働は共に考えること（協議）から始まります。

協働は、お互いを理解し、目的を一致させなければ始まりません。課題や目的・効果を共有するため、**一緒に考える協議を大切に**します。

提案・実施・評価すべてのプロセスを協働で実施

提案事業制度では、地域の課題解決の事業企画をご提案いただき、**成案化から実施・評価の段階までの長いプロセスを市民のみなさんと市との協働で行います。**

提案事業チェックシートで地域の課題の解決方法を見つけよう！



Q 6
**誰が提案
できるの？**

A 6 提案者は、団体や組織でなければ提案できません。

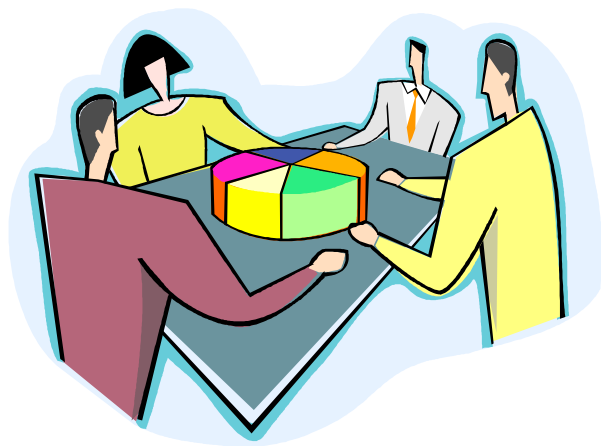
1 提案者の要件

地域自治組織や5名以上で構成する市民活動団体、事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす団体などです。また、二つ以上の団体が連携して提案する場合も提案できます。（*個人では、提案できません。）

- ① 主たる活動地域が宮古市内であること。
- ② 法人市民税及び固定資産税の納税義務のある団体や事業者は直近3か年分の税を滞納していないこと。

2 次の事項に該当する場合は提案できません

- ① 宗教の教義を広め、儀式活動を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体。
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。



Q7

自由提案 型事業の組 み立て方 は？

A7 まず、「課題はなにか。」「課題を解決のためにどういう事業を行ったらよいか。」を考えましょう。

考えるポイント

- ① 現状はどのような状態ですか？（現状をしっかり把握する）
- ② 課題は、何が問題なのですか？（課題を明らかにする）
- ③ どのような状態にしたいのですか？（目標を決める）
- ④ 具体的には、どのような事業をしたいですか？
- ⑤ 事業を実施することにより、どんな効果があるのですか？
- ⑥ 団体はどんなことをするのですか？
- ⑦ 市に協力してほしいことは何ですか？

欲張り禁物～できることから始めよう！～

「あれもしたい、これもしたい。」やりたい事はいっぱいあります。でも、団体として出来ることから、始めましょう。事業のテーマを絞り、無理のない事業計画を立て、確実に実行することが大切です。

Q8

テーマ設 定型事業の 組み立て方 は？



A8 具体的な事業の実施予定や目標を考えます。具体的に自分たちはどういうことを行うか、行政にはどういうことを協力してほしいのか、役割分担を考えましょう。

- ① 具体的にどんな事業をするか？
- ② 「事業はいつ実施するか。」「そのための準備はどうするか。」「スケジュールを考えましょう。
- ③ 事業を行うためにどれくらいお金がかかるのか？
- ④ 団体（提案者）は、どのようなことを担当するのか？
- ⑤ 市には何をしてほしいか？
- ⑥ 事業を行ってどんな良いこと（成果や効果）があるのか？具体的な目標は何か？

～一口メモ～対象となる事業のポイントは？～

協働することにより、次のような効果が期待される事業です。

- ① 地域の課題が解決できる事業
- ② 協働の必要性がある事業
- ③ パートナーと市のそれぞれの特性が活かせる事業
- ④ 対等な立場で事業を実施でき、お互いに利益がある事業

Q9
実施期間
は？

A9 実施期間は、単年度とします。

事業としては、毎年4月1日から翌年3月31日までに完了する事業です。

Q10
提出書類
は？

A10 次の書類を提出していただきます。

- ① 宮古市提案事業企画提案書（様式第2号）
- ② 団体概要書（様式第3号）
- ③ 団体の定款、規約又は会則
- ④ 団体の構成員又は役員の名簿
- ⑤ 団体の経営状況及び活動状況を示す資料（前年度分の事業報告書、決算書、当該年度の事業計画書、収支予算書等）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

Q11
事業に要
する費用
は？

A11 役割分担に基づき事業経費を提案書等に記載していただきます。

- ・ 提案事業は、経費負担の生じないもの、少額の事業も対象としています。
 - ・ 担当課との協議で、事業費の精査に努めていただきます。
 - ・ 提案者が自ら負担するもの、受益者負担を求めるものも想定されます。
- * 提案事業と関わりのない団体の人件費、事務所の賃借料及び光熱水費等管理費は対象外とします。



Q 1 2

提案事業募集の手順は？

A 1 2 それは、下の図のような流れで行うことになります。

～提案事業公募事務の流れ～

テーマ設定型事業

自由提案型事業

各課から課題テーマ募集

広報掲載～募集開始～（Q 6 ～Q 1 2 を参考に）

募集締め切り

書類審査・予備選考・事前協議（Q 1 5 ～Q 1 8）

審査会・選考・事業化協議（Q 1 9 ～Q 2 1）

予算要求

予算議決・事業化決定

契約・事業実施（Q 2 2、Q 2 3）

事業完了・評価・事業報告（Q 2 4）

みやこさん： 新しい制度で市民にとって、市と協働することは、慣れないことばかりです。博士、「協働」を進める上でどんなことを心がけたらよいのですか？

Q13

市と「協働」
の提案事業を
実施するため
の注意点は？

A13

協働を進める上で、重要なのは「相互理解」です。お互いの特性をよく理解し、尊重する気持ちが大切です。協働の基本原則（「実践編」7ページ）に基づき、事業を行いましょう。

具体的なポイント

① 役割分担の明確化

お互いの果たすべき役割や責任分担を明らかにしましょう。また、話し合いの際は、お互いの意見を率直に出し合い、納得するまで話し合いましょう。

② 情報の共有

お互いの情報を出し合い、共通認識のもと、事業を実施しましょう。「知っているだろう。」という思い込みは厳禁です。

③ 目的と目標の共有

協働して実施する事業の目的や目標を、パートナーと共有することが大切です。常に意志疎通を図りながら事業を実施しましょう。

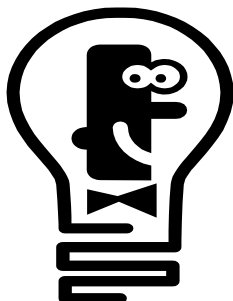
ワンポイントアドバイス～相互理解への努力～

① 事業の打ち合わせなどお互いに事務所で行おう！

役所の会議室だけではなく、パートナーの事務所でも行い、お互いの普段の活動も理解しましょう。

② 分からない言葉はどんどん聞いてください！

市の職員の使う役所言葉や行政用語で分からない言葉があったら、どんどん聞いてください。市の職員も役所言葉や行政用語をできるだけ使わず、分かりやすい言葉を使いましょう。



～より良い事業を行うために～

みやこさん： 博士、提案はどのようにして、選ばれるのですか？

うみねこ博士： 選考は、書類審査、予備選考、事前協議、審査会、事業化協議を経て、決定されるんだ。

みやこさん： 選ばれるまでに、色々な選考や協議があるんですね。

うみねこ博士： より良い事業を行うためには、協働する者同士が十分に意見交換をして、納得いくまで話し合う必要があるんだ。事業が始まってから、「こんなはずじゃなかった。」ということが無いようにしなければいけないからね。

みやこさん： では、予備選考は、どのようなことを審査するのですか？

～書類選考・予備選考～書類に不備がないかなど、審査します。

Q14

書類審査・
予備選考の
審査項目
は？

A14 選考の項目と基準は次のようになります。

書類選考審査項目

提案者の要件

- ①書類に不備がないか
- ②提案者としてふさわしいか

予備選考審査項目

市の事業との関連性

- ①提案事業が実施できるか？

予備選考基準

提案者として要件を備え、提案事業が協働で行う可能性のある提案を予備選考審査通過とする。

審査結果は、「宮古市提案事業予備選考結果通知書」でお知らせします。

～一口メモ～ 「市の事業との関連性」とは、どういうことですか？

提案事業が、市ですでに実施している類似事業があったとき、実施している事業を提案事業に振り替る余地がない場合や、たとえ実施している類似事業がない場合でも、提案事業を新たに実施する余地がない場合は、予備選考を通過することはできません。担当課は、提案事業を実施する余地がないと判断した場合は、理由を明らかにしなければなりません。

～事前協議～

Q15 事前協議とは？

A15 提案者と市が事業を実施できるか相談します。

提案事業について、実施できるかを相談します。

提案書に基づき、現状や課題を理解し合い、事業の目的や必要性、協働で行う必要性や事業内容、役割分担を話し合います。

また、**市との協議は以下のことに注意**してください。大切なのはお互いに率直な意見を出し合って、事業の目標や内容を共有することです。後で「聞いてなかった。」「知らなかった。」ということが起きないようにしなければなりません。

*協議の心構え

- ① 提案者と違う意見に耳を傾ける。(提案者の考えだけが最善の方法とは限らない。他にもよい方法があるかもしれない・・・。)
- ② 自分の意見をきちんと伝える。
- ③ 打ち合わせ内容を文書にして双方保管しましょう。

Q16 提案の内容を変更できますか？

A16 双方が納得して変更することは、構いません。お互いの意見をよく聞いて、よりよい事業を行うための変更は可能です。

うみねこ博士 事前協議が終わると、市は「宮古市提案事業意見書」というものをつくるんだ。

みやこさん 博士、「宮古市提案事業意見書」ってなんですか？



Q17
「宮古市提案
事業意見書」
とは？

A17 提案事業が「市民のために行う事業としてふさわしいか。」などについての市としての意見書で、宮古市自治推進委員会の審査の参考資料となります。

意見書をつくる際の審査のポイントは5つです。

- ① 市の事業として適切か？
- ② 提案者と市と協働の必要性があるか？
- ③ 事業の内容、スケジュールなどは、具体的・現実的で実行可能か？
- ④ 事業を実施することにより効果が期待されるか？
- ⑤ 提案者と市との役割分担は明確かつ適切か？

～審査会～

Q18
「宮古市自治推進委員会」は、どのような委員会ですか？

A18 「宮古市自治推進委員会」は、宮古市が市民の参画や協働について、どのように取り組んでいるかを審査する委員会で、委員は市民の中から選ばれています。この委員会では、提案された団体から提案の内容を聞き、市民の提案が市と協働で行う事業として、ふさわしいか審査を行い、その結果を市長に報告します。

みやこさん 博士、提案者は審査会で提案の内容を説明しなければならなのですね。

うみねこ博士 そうだよ。審査する委員に理解してもらうように説明しなければならないね。

みやこさん 審査の結果は、通知されるのですね。

うみねこ博士 「宮古市提案事業審査結果通知書」という通知がきて、審査に通ると担当課との事業化協議が始まるんだ。

～事業化協議～

Q19
事業化協議
とは？

A19 事業を行うときの詳しい役割分担などについて相談します。事前協議と同様、率直な意見交換で、事業の目標などについて意思統一してください。

役割と責任の分担、事業期間について、あらかじめ確認しましょう。

また、委託事業の場合は、事業の成果は原則として、市に帰属します。

Q20

どうしても
合意ができな
いときは？

A20

事業内容など意見が合わないときは、協議を打ち切ることができます。これは提案者、行政の双方から申し出ることができます。協働は、「協力して事業を行うことができない。」と思うときは、無理に行う必要はありません。協働で行うことで効果が上がる事業を行うことが大切です。

～予算要求～

みやこさん

博士、提案事業を事業化することになりました。市の担当課が、事業に係る費用を予算要求するそうです。

うみねこ博士

そうですか。いよいよ協働の事業が実施されるんだね。予算が市議会で議決されると、いよいよ契約だね。

～契約・事業実施～

Q21

契約時の注
意点は？

A21

協働の事業を始めるときは、事前に市と事業の内容について、取り決めておく必要があります。話し合っ
て決めた内容は、契約書や協定書で文書として残して
おくことが重要です。

合意形成事項の例

事業目的、具体的な目標、役割分担、経費負担、事業期間、スケジュール、守秘義務、契約等の有効期間、事業途中での計画変更に係る手続き、中間報告の方法、支払の方法、トラブル発生の対応方法や責任の所在、評価の方法など

**Q22**

事業を実施
するときの注
意点は？

A22

事業を行うときは、お互いによく情報交換をして、スケジュール通り進んでいるか、なにか問題は起きていないかを確認しながら進めましょう。

なにか問題が起きたら、すぐに相談し、対応策を考えます。普段から連絡し合い、気軽に相談できるような関係をつくるよう心がけましょう。問題が起きたときほど、連携することが大切です。

Q23
完了したときは？

A23 事業が完了した時に、提案者と担当課が協議して「宮古市提案事業完了報告書」を作成します。実施した事業を振り返りながら、今後どうしたらもっと効果的な事業ができるかを話し合うことも必要です。

様式第9号（第15条関係）

宮古市提案事業完了報告書

1 事業名及び実施団体

団体の名称		代表者名	
団体の区分	1 地域自治組織 2 市民活動団体 3 事業者 4 連合体		
事業の名称			
事業の形態	1 委託 2 事業協力 3 その他（ ）		

2 事業の内容

事業の概要	
現状・解決すべき課題	
事業の目的	
達成しようとした成果、期待した効果	
事業実施により達成した成果、効果	
契約金額	
契約期間	

3 協働の内容

協働の必要性		
役割分担	提案者	
	市	
	他の団体	

付録 「思いたったが吉日 みやこさんの挑戦1」

やってみよう！～テーマ設定型事業～

みやこさん： 博士、市民活動団体の活動内容を市民のみなさんに知ってもらって、加入者を増やしたい、と考えています。どうしたらいいでしょう？

うみねこ博士： そうだね。まず、市が提案事業を公募する「テーマ設定型事業」にないか、確かめてみよう。

みやこさん： 博士、私がしたい事業がテーマ設定型事業で公募されています。

様式第1号

テーマ設定型事業概要書

テーマ（課題）の名称		
市民活動の情報紙の作成		
協働したい相手（パートナー）		
市民活動団体		
提案を募集する内容		
市民活動団体の活動内容を紹介する情報紙を市民の視点から企画・編集して発行する。		
実施したい事業の具体的な内容		
事業の概要		市民に市民活動についての理解を深めてもらうと共に、市民活動への参加を促し、もって市民活動団体の活動の活性化を図る。
役割分担	相手（パートナー）	市民活動情報紙の企画・取材・編集作業
	市	掲載記事の協議、情報紙の印刷・発送作業
予算額	200,000円以内	
現状・課題	市民活動団体の情報紙は市の職員が作成しているが、市民に市民活動団体の活動内容を広く理解していただくには、活動している側の声を活かした情報紙を作る必要がある。また、団体にとっても、ネットワーク拡大が期待できる。	
担当部署	市民活動担当部署	

うみねこ博士：それは、よかった。では、事業を企画して、応募してみようか。

みやこさん：でも、事業をどう組み立てたらよいのでしょうか。

うみねこ博士：やりたい事がいっぱいあるだろうけど、**できることから始めた方がいいよ。**

みやこさん：そうですね。まず、**活動する側の視点から、活動内容を伝える情報紙作りをしたいな。**私たち団体のネットワークを活かして、市民の方があまり知らない団体を紹介したいですね。

うみねこ博士：では、協働を検討する事業概要シートを使って、協働する事業にふさわしいかどうか考えてみましょう。

シート 協働を検討する事業概要シート **D** (団体用)

*協働で行うことがふさわしい事業かどうか検討するために利用しましょう。

(記入例)

項 目	説 明
取り組むべき地域の課題	市民活動の情報誌を市民活動団体の目線で作成し、広く市民にPRしたい。現在は、行政側の視点で作成されているが、実際に活動している団体の声を活かした紙面作りが必要である。
事業開始から3年後のありたい姿(状況)	市民が市民活動について理解し、市民活動団体への加入者や協力者が増える。
事業の対象者(受益者)	市民全体
想定される事業内容	・情報誌の企画、取材、編集 ・編集内容について、市との協議
協働したいパートナー	市の <u>市民活動推進</u> を担当する部署
協働したい理由	市民活動団体が情報誌の企画をすることで、活動する側の声を活かした紙面作りができる。また、取材する際は、団体のネットワークを活かすことができる。団体にとっても、取材を通じて、ネットワーク拡大が期待できる。
この課題に対し市が行っている取組	職員が取材し、毎月発行している。関係者や関係団体に郵送している。
この課題に対し団体などが行っている取組	団体独自で会報を作成し、配布しているが配布先が限られており、市民に広く配布はしていない。

Q24
提案書の
書き方がわ
からないと
きは？

A24 提案書を書くときは、市の生活課や担当課に相談してごらん。いろいろ相談に乗ってくれるよ。市では、各課に「市民参画協働推進員」がいて、みんなの相談に対応してくれるよ。予算の組み立て方など、分からないことは何でも相談してみよう。

*** 提案書を書いてみよう。**

(記入例)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

宮古市提案事業企画提案書

(あて先) 宮古市長 あて

団体住所 宮古市新川町〇番〇号

団体名 みんなでまちを創る会

代表者 会長 森川 みやこ

団体の住所や団体名・代表者の名前を記入する。

宮古市提案事業実施要綱第6条に基づき、市と協働で行う事業について、関係書類を添付して企画提案します。

事業の名称	市民活動の情報紙の作成
提案の区分	(いずれかに〇) ・テーマ設定型事業 [市民活動の情報紙の作成] ・自由提案型事業
提案者の区分	地域自治組織 市民活動団体・事業者・連合体 (いずれかに〇)
提案事業で解決したい地域の課題	市民活動への市民の参加が少なので、市民の市民活動への理解を深め参加を促進したい。また、団体間のネットワークも十分ではなく広げる必要がある。
上記の課題の現状と原因についての認識	市民の市民活動への理解を深めるため、市で市民活動情報紙を発行しているが、企画・編集を行政職員が行っており、市民活動団体の視点が活かされていない。複数の団体間で連携・協力しているが、全体的なネットワークの構築はされていない。

提 案 事 業 の 内 容	地域の課題の解決となる提案事業の概要		市民活動団体が企画・編集する。それにより、団体のネットワークを活かし、市内の様々な市民活動団体の活動を実践している側からの視点での紙面作りができる。発行回数は年４回、Ａ３版両面刷り。
	個別事業の具体的な内容		発行は年４回。（６月、９月、１２月、３月） 紙面はＡ３版、二つ折、４ページ、２色刷り。 発行部数 ２３，０００枚 （全世帯及び関係団体配布） 全世帯には、広報に折り込みとする。 関係団体（１００団体）には、郵送とする。
	事業のスケジュール		４、５月・・・紙面について市と協議・取材・編集 ６月・・・取材・紙面内容決定・印刷。 以降、同様のスケジュールで発行する。
	事業実施に必要な予算		①人件費 ４３，１２０円 取材：月２回 ４時間×７７０円×２回×３ヶ月＝１８，４８０円 作成：７７０円×８時間×４日＝２４，６４０円 ②諸経費 ４，３００円（消耗品） １回当たり所要額①＋②＝４７，４２０円 ４７，４２０円×４回＝１８９，６８０円
	事業の実施体制		総括責任者 みんなでまちを創る会 会長 森川 みやこ 編集・企画担当者 副会長 １名、会員 １名
	事業の役割分担	提案者	・情報紙の企画・取材・編集。 ・関係団体への郵送作業。
		市	情報紙の掲載記事の内容協議。 情報紙の印刷・広報折込・ホームページへの掲載。 ・関係団体への郵送作業。
		他の団体	取材への協力。

達成しようとしている 成果、期待される効果	・市民活動団体が情報紙の企画・編集を担当することにより、市民活動の活動内容がきめ細やかに紹介され、市民の市民活動への理解が深まる。 ・団体のネットワークを活かすことにより、市民にあまり知られていない団体の活動を紹介できる。 ・市民が市民活動について理解し、市民活動団体への加入者や協力者が増える。
協働の必要性、相乗効果、事業実施者のメリット	・市民活動団体にとっては、取材により団体のネットワークが広がる。 ・市民活動を実践する側の「思い」を率直に伝えることができる。 ・団体への協力者や加入者の増が期待できる。 ・市にとっては、情報紙の内容が充実する。
提案事業を進めていくうえで、想定される課題	紙面の編集について、市との十分な意見交換が必要である。
団体連絡責任者	職、氏名 みんなでまちを創る会 会長 森川 みやこ 住 所 宮古市新川町〇番△号 連絡先 TEL 〇〇—××××

副会長や事務局長でもOKです。



「思いたったが吉日 みやこさんの挑戦2」

やってみよう！～「自由提案型事業」～

みやこさん：博士、私は市民のみなさん、特に団塊の世代に市民活動やボランティアを体験して、市民活動の素晴らしさを理解してもらいたいと考えています。そうして、私たちと一緒に活動してくれる方を一人でも多くしたいのですが、どうしたらいいでしょう？

うみねこ博士：その事業は、提案事業チェックシート（P12）では、どの協働の型がふさわしいのかな？

みやこさん：自由提案型事業です。

うみねこ博士：では、「自由提案型事業」を使って提案しよう。自由提案型事業は、市民が発見した地域の課題を解決するために事業を自由に考えて提案できるんだ。

みやこさん：博士、ぜひ提案したいです。でも、具体的な事業計画書とか書くのがむずかしそう、どうしたらいいでしょう。

うみねこ博士：そんなときは、市の担当課に行って、相談するといいよ。

市では、いつでもどうしたらいいか一緒に考えてくれるよ。

みやこさん：わかりました。行ってみます。

さっそく、みやこさんは、市役所の市民協働推進の担当課にやってきました。

担当課の推進員は、はまぎくさんです。

みやこさん：はまぎくさん、私たちは地域でまちづくりをしようと活動している市民活動団体です。私たちの活動を市民のみなさん、特に団塊の世代に体験してもらい、活動を理解していただきたいと考えているのですが、市と協働して事業を行いたいのです。

はまぎくさん：では、どのようなことをしたのか教えてください。

みやこさん：市民の方に市民活動を理解していただく講座とか市民活動の体験する催しを実施したいです。はまぎくさん、市では、どんな取り組みをしているのですか？

はまぎくさん：市では、特に取り組みはしていません。

みやこさん：私たちも、今回が初めての企画です。

はまぎくさん：では、現状や課題を考えながら、協働を検討する事業概要シートを使って、協働にふさわしい事業か考えてみましょう。

シート 協働を検討する事業概要シート **D** (団体用)

*協働で行うことがふさわしい事業かどうか検討するために利用しましょう。

(記入例)

項 目	説 明
取り組むべき地域の課題	市民活動団体は、地域でまちづくりの活動を行っており、活動の幅や回数を増やしたいと考えているが、会員数が少ないため現状の活動を保つのが精いっぱいである。
事業開始から3年後のありたい姿(状況)	市民が市民活動について理解し、市民活動団体への加入者や協力者が増える。特に団塊の世代の加入が増えることは、市民活動を通じて、今まで培った知恵や技術を地域のまちづくりに活かせる。そのことにより、市民活動が活発になり、地域での市民主体のまちづくりが活発化する。
事業の対象者(受益者)	市民全体
想定される事業内容	・市民活動やボランティアへの理解を深める講座の開催 ・市民活動やボランティアを体験する講座の開催
協働したいパートナー	市の <u>市民活動推進</u> を担当する部署
協働したい理由	市民活動団体だけでは、PRが十分にできないことや講座を開く際の機材もないことから、市と協働することにより、広く市民にPRでき、機材の提供を受けることができる。
この課題に対し市が行っている取組	特に行っていない。
この課題に対し団体などが行っている取組	特に行っていない。

ここまでできたら、テーマ設定型事業と同じように、具体的なスケジュールや予算を考えて、宮古市提案事業企画提案書を作成します。(P25)を参考にしてください。)

1年後・・・。

うみねこ博士のところに、みやこさんとはまぎくさんが訪ねてきました。

みやこさん：博士、お久しぶりです。

はまぎくさん：博士、お元気ですか？

うみねこ博士：やあ、みやこさんにはまぎきさん。元気そうですね。ところで、二人とも協働で事業を実施したはずですが、どうでしたか？

みやこさん：大変なこともいろいろありましたが、実施してよかったと思います。

はまぎくさん：私も、とても勉強になりました。

うみねこ博士：みやこさん、どのようなことが大変でしたか？

みやこさん：提案する際も事前協議や事業化協議で、市の担当者であるはまぎくさんと話し合いをしたのですが、はじめは面倒だなあと思いました。でも、何回も話しているうちに、**気持ちが通じあうようになって、なんでも相談できるようになりました。**

うみねこ博士：それは良かったね。

みやこさん：事業を実施するときも、お互いに連絡を頻繁に取り合って、助け合うことができました。そういう**信頼関係は、何度も相談したり、協力しながら事業をするということから生まれるもの**だと思います。

うみねこ博士：はまぎくさんは、どうでしたか？

はまぎくさん：私もとても勉強になりました。協議では、みやこさんが提案にかける「思い」を一生懸命説明してくださって、その「思い」を**事業という「形」にするプロセスを、ともに体験**できたことで、地域の課題を解決する**新しい方法を見つけることができました。**また、市民活動団体のみなさんの柔軟な発想と行動力には、見習うことが多くありました。

うみねこ博士：そうだね。「協働」という手法を定着させるには、数年かかるかもしれないが、**少しずつ実績を重ねることで、小さな協働の芽を大きな木に育てることが、住みやすいまちづくりにつながる**んだよ。

みやこさん：そうですね。私、また協働の事業がしたくなりました。

はまぎくさん：みやこさん、なんでも相談して。私と一緒に考えましょう。

生まれたばかりの「協働」の芽、大きな木に育てたいですね。

